

「社会の主役」としての中小企業振興

産業観光局商工部中小企業振興課長 武田 淳

1. はじめに

我が国における中小企業振興は、昭和38年に制定された中小企業基本法に基づき、長きにわたって「大企業との格差是正」を理念に取り組みられてきた。それが、平成11年の同法の抜本改正により、中小企業の「自主的な努力」が重視されるようになり、全国で「成長力や意欲のある中小企業」への支援が強化されることとなった。

一方、近年に入り、経済のグローバル化や規制緩和・制度改革を背景に、国内製造拠点の海外移転や経済の大都市への集中が加速している。多くの中小企業が、受注減少や価格競争の激化などの厳しい経営環境に直面する中、中小企業憲章(平成22年)をはじめ、中小企業を「社会の主役」として振興していく考え方が広がってきた。

京都市の「中小企業振興課」は、雇用・就労支援と経営・金融支援を一元的に推進し、中小・零細企業への支援を強化するため、平成25年4月に新設された課である。

本稿では、最初に、これまでの中小企業振興の流れを確認したうえで、グローバル化などの経済社会情勢の変化も踏まえながら、中小企業振興課が目指す「社会の主役」としての中小企業振興について考えていきたい。

2. 中小企業振興の歴史と現状

(1) 中小企業振興の方向性

ア. 中小企業基本法(旧基本法)

我が国における中小企業振興は、昭和38年に制定された中小企業基本法に基づいて進められてきた。その理念は、主に「大企業との格差是正」であり、生産性の向上や取引条件の改善など、大企業と比べて立ち遅れている中小企業の近代化を国策として推進することに主眼が置かれていた。これにより、高度成長を先導する大企業とこれを支える層の厚い中小企業の集積が育まれ、圧倒的に事業所数が多い中小・零細企業が地域の経済や雇用を支えるという日本独自の産業構造が形成されてきた。

また、旧基本法において地方公共団体は、国に準じて施策を講じる主体とされ、国策と一体となった補助的な役割を期待されていた。

イ. 中小企業基本法の改正

平成11年、中小企業基本法が36年ぶりに抜本改正された。バブル崩壊やグローバル化の進展などの経済社会情勢の変化に対応したこの改正では、中小企業を前近代的な存在ではなく「経済発展の担い手」として積極的に定義した。経営革新に取り組む企業への支援など、中小企業の「自主的な努力」が重視されるとともに、新たにベンチャー支援や創業支援が中小企業政策に位置付けられ、成長力を持った中小企業の多様で活力ある発展が指向されることとなった。

また、地方公共団体の位置付けも見直され、地域の実情を踏まえた施策を独自に策定して実施する主体としての役割が与えられた。

(2) 中小企業を取り巻く最近の状況

グローバル化の進展などにより、近年、大手・中核企業の製造拠点の海外移転が加速している。また、規制緩和・制度改革を背景に経済の大都市への集中も進み、多くの中小企業が、受注減少や価格競争の激化など、年々厳しさを増す経営環境に直面するようになった。

加えて、人口減少や少子・高齢化の進展、廃業率が開業率を上回る状況もあり（表1）、最近では、経済や地域活力を支えてきた豊かな中小企業の集積が崩壊する懸念が生まれている。

表1 京都市の開業率・廃業率の推移（単位：％）

	S56 ～61	S61 ～H3	H3～8	H8～ 13	H13～ 18	H18～ 21
開業率	3.9	3.2	2.3	2.5	2.9	2.6
廃業率	3.6	3.8	3.4	4.6	4.9	6.5

資料：「事業所・企業統計調査」「経済センサス基礎調査」から再編加工

(3) 「社会の主役」としての再認識

このような厳しい状況の下、平成22年に「中小企業憲章」が閣議決定された。

「中小企業は、経済をけん引する力であり、社会の主役である」という文章で始まるこの憲章は、中小企業の重要性や可能性を改めて示すものとして注目される。また、平成25年6月には、中小企業基本法等の一部を改正する「小規模企業活性化法」が公布された。これは、小規模企業に焦点を当てて中小企業政策の再構築を図るという法律であり、企業の大半を占める小規模企業の成長によって経済全体を発展させるという新たな政策推進の方向性が一層明確と

なった。

一方、100を超える地方公共団体で、「中小企業振興基本条例」が制定されるなど、現在は、「社会の主役」としての中小企業振興がより強く意識されるようになり、広がりを見せてきたところである。

(4) 京都市の取組

ア. これまでの京都市の取組

京都市では、平成11年の中小企業基本法改正などを踏まえ、平成13年度末に「スーパーテクノロジー構想」を策定した。「新事業創出」「ベンチャー起業」「第二創業」「京もののブランドの創造」が連鎖的に促される都市を目指す同構想の推進に向け、平成14年度には「スーパーテクノロジー推進室」を設置し、「成長力と意欲のある中小企業」への支援策を充実していった。

「スーパーテクノロジー推進室」は、後に、産業振興課と産学連携推進課へ、さらには産業振興室、新産業振興室へと再編されながら、「歴史・文化」「ものづくり」「大学」など京都の特性を活かした産学連携分野を中心に、継続して国の競争的資金を獲得し、2期にわたる「知的クラスター創成事業」やベンチャー・インキュベーション支援に取り組むなど、グローバル・ニッチ・トップ企業の創出環境づくりからコンテンツ分野の振興まで、様々な成長戦略を推進してきた。

イ. 中小企業振興課の設置と局運営方針

そして平成25年度には、組織改正によって、産業観光局商工部に新たに中小企業振興課が設置された。これは、前年度まで商工部産業政策課が所管していた「雇用対策」事務と、産業振

興室が所管していた「経営支援」「金融支援」事務を移管し、一元的に推進していくことによって、改めて地域を支える中小・零細企業への支援を強化するための体制整備である。

また、本年度の産業観光局運営方針でも、「海外や市域外で所得を稼ぐ産業の振興(成長戦略)と、雇用を守り地域を支える企業への支援(下支え)を両輪の柱として政策・施策を進める」とされており、「社会の主役」としての中小企業振興が、局方針の二本柱の一つとして位置付けられている。

3. 社会の主役としての中小企業振興とは？

(1) 経済のグローバル化との関係

ア. アメリカを中心とした新自由主義

近年、中小企業が直面する経済社会情勢の変化の中で特に影響が大きいのは経済のグローバル化である。製品や加工制御のデジタル化で、熟練工に頼らず世界中でほぼ同じ品質のものが作れるようになったこともあり、人件費などコストが低い国への「組立て」工程の移転が進展している。さらに最近では、国内に残る部材・素材の製造までもが海外に移転しはじめるなど、産業空洞化の懸念がより深刻化しつつある。

自由な国際貿易を前提に、こうした価格競争重視のあり方を是認し、「市場原理に基づいた効率の良い状態」と捉えるのが、アメリカを中心とした新自由主義の考え方であり、グローバル化推進の大きな根拠となっている。

イ. グローカリズムと欧州小企業憲章

一方、早くも平成12年に「ヨーロッパ小企業

憲章」を採択したEU諸国では、グローバル化の中での「地域の疲弊」や「格差拡大」への懸念を重視し、市場原理だけでなく、地域の視点を大切にするグローカリズムが指向されてきた。小企業を「雇用とビジネスの源泉」と捉え、「最優先の政策課題」と位置付ける欧州では、中小企業が担い手となる衣食住などの「文化型」の産業が、実際に地域経済に根付いている。欧州には、自動車など「文明型」の産業で強いブランド力を誇るものが多いが、実は、こうした「文化型」の産業の存在こそが「文明型」の産業の非価格競争力を強化するとの説³⁾もあり、「社会の主役」としての中小企業振興を考える上で非常に興味深いものがある。

(2) 中小企業振興課が目指すところ

以上を踏まえながら、「社会の主役」としての中小企業振興について整理すると、およそ次のようにまとめることができる。

中小企業は、全体として事業所の99%以上を占め(表2)、雇用の約80%を生み出す(表3)圧倒的な存在である(ここでは従業員300人未満の事業所を中小企業とする)。80年代に我が国が国際競争力で世界の頂点に立てたのも、トヨタ自動車の「かんぱん方式」に代表される高度な生産方式を支えた多くの中小企業の力によるものだった。

層の厚い中小企業は、その営業活動や雇用を通じて国の経済を支えるとともに、ベンチャー企業や新たな成長産業を生み出す源泉として極めて重要である。さらには地域に活力を与え、地域コミュニティや地域文化、地域の安心・安全の担い手ともなる、かけがえのない存在であ

る。

「社会の主角」としての中小企業振興は、こうした認識を基本に、経営支援、金融支援などの基本的かつ強力な「下支え支援」を行うとともに、この認識を行政・事業者・金融機関・大学・さらには地域住民などで共有し、中小企業が地域に根付いて活動できる環境を、あらゆる分野において整え、そこから生み出されるイノベーションに寄与する取組と位置付けられる。

中小企業振興課が目指すのは、まさにこうした方向での取組であり、雇用・就労支援と経営・金融支援の一元的な推進によって実現を図っていくものである。

表2 従業員数規模別事業所数（単位：事業所）

	京都市		備考
1～49人の事業所	78,806	97.1%	すべて中小企業
50～99人の事業所	1,301	1.6%	小売業以外は中小企業
100～299人の事業所	666	0.8%	製造・建設業等は中小企業
300人以上の事業所	203	0.3%	資本金により中小企業
派遣従業員のみ	173	0.2%	
計	81,149	100.0%	

資料：平成21年経済センサス基礎調査

表3 従業員数規模別従業者数（単位：人）

	京都市		備考
1～49人の事業所	481,763	59.7%	すべて中小企業
50～99人の事業所	89,706	11.1%	小売業以外は中小企業
100～299人の事業所	104,317	12.9%	製造・建設業等は中小企業
300人以上の事業所	131,156	16.3%	資本金により中小企業
計	806,942	100.0%	

資料：平成21年経済センサス基礎調査

4. 中小企業振興課の具体的な取組

(1) 本年度の取組

現在、中小企業振興課では、「低年次大学生へのキャリアデザイン支援」や「京都商工会議所などと一体・強化を図った経営支援」、「金融機関の窓口で受付できる京都だけの府市協調融

資制度」など、雇用、経営、金融分野で、それぞれ特徴的な支援策を展開中である。

また、新たな取組に向けて、課の全員が参加する「プロジェクト・ミーティング」活動もスタートさせた。月一回程度、テーマを決めて実施するこの活動から、既に

- ①中小企業を知る企業訪問（年間50社目標）
- ②互いの業務などを全員で共有する勉強会
- ③政策検討など創造的議論の場の確保

などの方針を定め、順次、実行に移しているところである。特に、企業訪問については、中小企業の現状をキャッチするアンテナ機能を果たせるよう、中小企業振興課のキック・オフ的事業と位置付け、精力的に取り組んでいる。

(2) 今後の方向性

中小企業振興課が、新たな取組に向けて着目しているキーワードは、順不同であるが、現時点で次の6点である。

- ①社会の主角としての中小企業の再評価
- ②生産拠点の海外移転などによる受注減
- ③中小企業に景気回復が届かない長期的不況
- ④経営や事業継承への事業者の意欲喪失
- ⑤中小企業と学生の就職のミスマッチ
- ⑥エネルギー・原材料費上昇などの環境

これらを踏まえ、例えば、「①かつてない状況に直面する業界の診断を行い、企業の経営改革を応援する」方向性や、「②中小企業が果たす役割を多くの人と共有し、振興の輪を広げるとともに学生の就職のミスマッチ解消にも資する」方向性など、雇用・経営・金融を一体とした効果的な支援策について日々研究を進めている。

中小企業振興課は、はじめの一歩を踏み出し

たばかりであるが、今後ともこうした検討をさらに高め、具体的な事業を実現できるよう、着実に取組を進めていきたい。

参考文献

- 1) 中小企業庁：2013年版中小企業白書，2013.
- 2) 岡田知弘ほか：増補版 中小企業振興条例で地域をつくる，自治体研究社，2013.
- 3) 吉田敬一・井内尚樹：地域振興と中小企業，ミネルヴァ書房，2010.